第5次東御市行政改革大綱の策定について

1 これまでの経過

(1) 行政改革大綱

昭和60年1月に国が策定した地方行革大綱にて、各自治体が「行政改革大綱」を自主的に 策定すべきと規定。策定義務がない中で、多くの自治体は、大綱の有効期間終了後も改定・ 更新し、計画的に行政改革を進めてきた。

(2) 行政改革推進計画 (集中改革プラン)

平成17年3月に策定された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」において、行政改革に向けての新たな取組や数値目標を盛り込んだ5年程度の集中改革プランを策定・公表するよう要請。これ以降、行政改革大綱と集中改革プランが併存することになった。

(3) 東御市行政改革大綱・東御市行政改革推進計画 (集中改革プラン)

第 1 次 (平成 18 年~平成 22 年)

第2次(平成23年~平成25年)

第 3 次 (平成 26 年~平成 30 年)

第4次(令和元年~令和5年)

2 国の方針

国では、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」(総行経第 29 号平成 27 年 8 月 28 日)の総務大臣通知により、地方財政が依然として厳しい状況にある中で、効率的・効果的に行政サービスを提供する観点から、民間委託の推進やクラウド化等との業務改革の推進に努めるよう、各地方公共団体に要請している。

3 今後のスケジュール

- (1) R5.11月(第2回審議会)第5次東御市行政改革大綱(令和6年度~令和10年度) 経過報告
- (2) R6.1月(第3回審議会) 第5次東御市行政改革大綱(令和6年度~令和10年度) 答申

4 第5次東御市行政改革大綱の着眼点

- (1)人口減少・少子高齢化など社会情勢の変化への対応
- (2) 新型コロナウイルスによる生活様式の変化等、多様化・複雑化する市民ニーズへの対応
- (3) 限りある財政状況にあっても、良質な行政サービスを提供するため行政の更なる効率化
- (4) 市民・民間団体との協働や自治体DXの推進を軸とした持続可能な行財政運営の推進